

警察本部長が保有する個人情報等の適正な管理のための措置に関する要綱

平成28年12月26日

栃 広 第 1 0 号

第1 趣旨

この要綱は、個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年栃木県警察告示第2号）で準用する個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年栃木県規則第5号）第23条の規定に基づき、栃木県警察における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に規定する個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」という。）の適正な管理のために必要な措置について定めるものとする。

第2 定義

この要綱で使用する用語は、個人情報保護法、番号利用法及び栃木県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年栃木県警察本部訓令乙第13号。以下「訓令」という。）で使用する用語の例による。

第3 総括個人情報管理者

- 1 警察本部に総括個人情報管理者を置き、訓令第3条第1項の情報セキュリティ管理者（警務部長）をもって充てる。
- 2 総括個人情報管理者は、栃木県警察における個人情報等の管理に関する事務を総括する。

第4 副総括個人情報管理者

- 1 警察本部に副総括個人情報管理者を置き、警務部県民広報相談課長をもって充てる。
- 2 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者を補佐し、必要があると認めるときは、所属における個人情報等の管理の状況について、監査し、及び個人情報管理者から報告を求めることができる。

第5 個人情報管理者

- 1 所属に個人情報管理者を置き、所属長をもって充てる。
- 2 個人情報管理者は、所属における個人情報等の管理に関する事務を総括する。
- 3 個人情報管理者は、個人情報等を警察情報システムで取り扱う場合には、当該システムの管理者と連携して2の事務を行う。
- 4 個人情報管理者は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割及び取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。
- 5 個人情報管理者は、個人情報等を取り扱う事務に従事する職員に対し、個人情報等の管理に関する意識の啓発を図るため、必要な教養を行う。

第6 個人情報管理担当者

- 1 所属に個人情報管理担当者を置き、警察本部の所属の次長（副隊長、副校長を含む。）及び警察署の副署長（次長を含む。）をもって充てる。
- 2 個人情報管理担当者は、個人情報管理者の指揮を受け、所属における個人情報等の管理が円滑に行われるための措置に関する事務を行う。

第7 個人情報事務担当者

- 1 所属に個人情報管理者が指定する個人情報事務担当者（以下「事務担当者」という。）を置き、警察本部の所属の課長補佐（同相当職を含む。）及び警察署の課長をもって充てる。
- 2 事務担当者は、個人情報管理担当者の指示を受け、所属における個人情報等の管理に係る事務を行う。

第8 職員の責務

職員は、個人情報保護法及び番号利用法の趣旨にのっとり、関連する法令等の定め並びに総括個人情報管理者、副総括個人情報管理者、個人情報管理者、個人情報管理担当者及び事務担当者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

第9 取り扱うことができる職員の制限

- 1 個人情報管理者は、個人情報等を取り扱うことができる権限を有する職員及びその権限の内容を、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、事務の目的を達成するために必要な最小限度の範囲に限定しなければならない。
- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

第10 複製等の制限

個人情報管理者は、職員が次に掲げる行為を行うに当たっては、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定しなければならない。

- (1) 個人情報等の複製
- (2) 個人情報等の送信
- (3) 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他個人情報等の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

第11 誤りの訂正等

職員は、個人情報等の訂正等を行う場合には、個人情報管理者の指示に従い、当該個人情報等を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で行わなければならない。

第12 媒体の管理

- 1 職員は、個人情報管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体を耐火金庫に保管し施錠をする等、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置を講じなければならない。
- 2 保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

第13 誤送付等の防止

職員は、保有個人情報を含む電磁的記録の誤送信若しくはウェブサイト等への誤掲載又は媒体の誤送付若しくは誤交付を防止するため、個別の事務事業において取り扱

う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

第14 廃棄等

職員は、個人情報等及び個人情報等が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要になった場合には、個人情報管理者の指示に従い、当該個人情報等の復元又は判読ができない方法により、当該個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行う。特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、原則、職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

第15 取扱状況の記録

個人情報管理者は、個人情報等の利用及び保管等の取扱状況を記録する。

第16 特定個人情報等を複数所属で取り扱う場合の任務分担

個人情報管理者は、特定個人情報等を複数の所属で取り扱う場合は、当該所属の任務分担及び責任を明確にしておかなければならない。

第17 個人番号の利用の制限

事務取扱担当者は、番号利用法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用することができる。

第18 個人番号の提供の求めの制限

- 1 個人情報管理者は、番号利用法で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を提供してはならない。
- 2 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

第19 特定個人情報ファイルの作成の制限

事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第20 特定個人情報等の収集・保管の制限

職員は、法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集し、又は保管してはならない。

第21 特定個人情報等の取扱区域

個人情報管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第22 警察情報システムにおける安全の確保

警察情報システムにおける安全の確保

警察情報システムで取り扱う個人情報等の安全の確保に関する事項については、この要綱を遵守するほか、訓令及び栃木県警察における警察情報管理システム運営要綱の制定について（平成31年4月25日付け栃情管第1号例規通達）の規定に基づき行うものとする。

第23 事務の委託

- 1 個人情報管理者は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に選定することがないように、委託者の選定、契約の締結において委託者に栃木県個人情報事務取扱委託基準を遵守させなければならない。
- 2 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託しようとする場合には、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じた安全管理措置が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断する。
- 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
- 4 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第24 事故発生時等の措置

- 1 職員は、個人情報等の漏えいその他法に違反する事案が発生し、又はそのおそれがあるなど、個人情報等の安全確保上問題となる事案の発生を認めるときは、直ちに当該個人情報等を管理する個人情報管理者に報告しなければならない。
- 2 個人情報管理者は、1に係る事案の報告があったときは、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、外部からの不正アクセスプログラムの感染が疑われるときは、当該感染に係る端末等のLAN接続を解除するなど、被害拡大防止のための措置を直ちに行うものとする。
- 3 個人情報管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を精査した上で、その原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、総括個人情報管理者に報告しなければならない。
- 4 個人情報管理者は、調査の結果、当該事案が個人情報保護法第68条第1項に該当すると判明した時は、総括個人情報管理者に報告するとともに、個人情報保護委員会及び本人に通知しなければならない。

第25 点検

個人情報管理者は、管理責任を有する個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報管理者に報告しなければならない。

第26 評価及び見直し

総括個人情報管理者及び個人情報管理者は、個人情報等の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性について評価するとともに、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。